

看聞日記関係史料・論文（稿）

- 例言 ①関係史料については、伏見宮家旧蔵史料を中心に未翻刻のものが多く存在する。それらも当然、列挙すべきであるが、楽書関係など同史料の整理が完全には終了していないこともあり、下記のものに留めた。
- ②論文については、看聞日記を主な史料として用いているもの、あるいは内容が看聞日記の理解に資するものを一応の基準とし、論文は初出の年代順に掲げた。また一応の分類を行ったが、内容が多岐にわたる論考でも複数の項に挙げることはしなかった。
- ③史料・論文共に遺漏、精粗のあることを恐れるが、ご寛恕いただきたい。

I 関係史料・解題

- 塙保己一編「椿葉記」（『群書類従』2、経済雑誌社、1893）
田中敏治ほか校訂『看聞御記』（続群書類従完成会、1930）
宮内省図書寮編『看聞日記』（コロタイプ複製44巻、釈文44冊、解題・凡例1冊、宮内省、1931、1932）
和田英松『皇室御撰之研究』（明治書院、1933、国書逸文研究会復刻、1986）
帝国学士院編『宸翰栄華』図版篇一・解説篇一（1944、思文閣出版復刻、1988）
宮内府図書寮編『図書寮典籍解題』文学篇（国立書院、1948）
宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』続文学篇・歴史篇・続歴史篇（養徳社、1950、1951）
村田正志「看聞日記」（『群書解題』8雑部、続群書類従完成会、1961）
宮内庁書陵部編「伏見宮旧蔵図書仮目録」（『書陵部紀要』15、1963）
飯倉晴武「後鑑と看聞御記」（『新訂増補国史大系月報』10、1964）
石塚一雄「後崇光院宸筆物語説話断巻について」（『書陵部紀要』17、1965）
飯倉晴武「資料紹介・後崇光院御文類」（『書陵部紀要』19、1967）
石塚一雄「後崇光院筆宝蔵絵詞」（『書陵部紀要』21、1969）
相馬万里子「文机談成立攷—伏見宮本を中心として—」（『書陵部紀要』22、1970）
平林盛得「資料紹介・慈覚大師御縁起」（同上）
宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 伏見宮家・九条家旧蔵諸寺縁起集』（明治書院、1970）
宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 看聞日記紙背文書・別記』（養徳社、1972）
和歌史研究会編『私家集大成』5 中世Ⅲ（明治書院、1974）
伊井春樹「宮内庁書陵部「源氏物語注釈」所収の『源氏或物抄』（源氏釈）」
（紫式部学会編『源氏物語と和歌 研究と資料—古代文学論叢第四輯—』武蔵野書院、1974）
小池一行「資料紹介・後崇光院続歌百首—図書寮叢刊『後崇光院歌合詠草類』補遺—」
（『書陵部紀要』30、1978）
石塚一雄「むかし女房の一口ものかたり」（『書陵部紀要』30、1978）
宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 後崇光院歌合詠草類』（明治書院、1978）
宮内庁書陵部編『皇室制度史料 太上天皇』1～3（吉川弘文館、1978～80）
八嶋正治「後崇光院詠草を巡って」（『書陵部紀要』31、1979）
八嶋正治「資料紹介・賀茂社法楽勸進歌—図書寮叢刊『後崇光院歌合詠草類』補遺—」
（『書陵部紀要』33、1981）
新編国歌大観編集委員会編『新編国歌大観』1、勅撰集編（角川書店、1983）

相馬万里子「『代々琵琶秘曲御伝受事』とその前後」(『書陵部紀要』36、1984)
宮内庁書陵部編『椿葉記』(再稿本と三稿本のコロタイプ複製、釈文・解題、吉川弘文館、1985)
宮内庁書陵部編『皇室制度史料 皇族』4(吉川弘文館、1986)
宮内庁書陵部編『看聞日記卷五紙背文書』(コロタイプ複製、釈文・解題、吉川弘文館、1987)
新編国歌大観編集委員会編『新編国歌大観』5、歌合編、歌学書・物語・日記等収録歌編
(角川書店、1987)
新編国歌大観編集委員会編『新編国歌大観』2、私家集編Ⅱ(角川書店、1988)
黒川春村編『歴代残闕日記』3(臨川書店、1989)
宮内庁書陵部編『凶書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成』1・2(明治書院、1989～)
新編国歌大観編集委員会編『新編国歌大観8』私家集編Ⅳ(角川書店、1990)
相馬万里子「資料紹介・淵酔記断簡」(『書陵部紀要』41、1991)
宸翰栄華別篇編修会編『宸翰栄華 別篇 北朝』凶版篇・解説篇(思文閣出版、1992)
小森正明「資料紹介・本院御落飾記」(『書陵部紀要』45、1993)

崇光院御文類(宮内庁書陵部)
後小松院御消息類(宮内庁書陵部)
称光院御文類(宮内庁書陵部)
後花園院御文類(宮内庁書陵部)
伏見宮記録文書(宮内庁書陵部、影写本・京都大学文学部)
勸修寺家文書(京都大学文学部)
三時智恩寺文書(影写本・京都大学文学部)
後小松院日記(応永21年11月、大日本史料)
花園天皇日記(史料纂集『花園天皇宸記』全4冊のうち既刊3冊、カラーコロタイプ複製、思文閣出版)
庭田経有記(応永5年5月、大日本史料)
兼宣公記(史料纂集、全3冊のうち既刊1冊)
康富記(増補史料大成)
建内記(大日本古記録)
満濟准后日記(続群書類従補遺1)
続史愚抄(新訂増補国史大系)
後鑑(新訂増補国史大系)
京都市編『史料 京都の歴史』16、伏見区(平凡社、1991)

Ⅱ 看聞日記を主な素材とした研究

○伏見宮家・天皇家に関するもの

荻野三七彦「椿葉記の研究」(『歴史と地理』31-4、1933、後に『日本古文書学と中世文化史』吉川弘文館、1995)
奥野高広『皇室御経済史の研究』(畝傍史料叢書、1942、復刻国書刊行会、1982)
村田正志「後小松天皇の御遺詔」(『国史学』47・48合併号、1944)
村田正志「伏見宮栄仁親王の二皇子に関する史実」(『信人』22-5、1953)
(以上二論文、後に著作集第2巻『続南北朝史論』思文閣出版、1983)

- 村田正志『證註 椿葉記』（宝文館、1954、後に著作集第4巻『證註 椿葉記』思文閣出版、1984）
 下房俊一「伏見宮貞成」（『国語国文』411、1968）
 横井清『看聞御記 王者と衆庶のはざまにて』（日記・記録による日本歴史叢書16、そしえて、1979）
 横井清「伏見殿のたたかい―『看聞日記』に浮かぶ室町期の皇位継承問題―」（別冊文芸『天皇制
 ー歴史・王権・大嘗祭ー』河出書房新社、1990）
 松藺斉「中世天皇の「家」について」（『愛知学院大学文学部紀要』21、1991）
 松藺斉「室町時代の天皇家について―「日記の家」の視点から―」（『年報中世史研究』18、1993）
 木原弘美「絵巻の往き来に見る室町時代の公家社会」（『仏教大学大学院紀要』23、1995）

○村落・惣に関するもの

- 清水三男『日本中世の村落』（日本評論社、1942、後に岩波文庫、1996）
 豊田武「土一揆の基礎構造」（社会経済史学会編『農民開放の史的考察』1948、後に豊田武著作集7
 『中世の政治と社会』吉川弘文館、1983）
 飯倉晴武「十五世紀前期山城国伏見庄の地侍の性格（報告要旨）」（『史学雑誌』73-12、1964）
 黒川正広「伏見荘の地侍たち」（『広島舟入高等学校研究紀要』6、1964）
 黒川正広「伏見荘の地侍とその生活」（『歴史教育』31-7、1965）
 （以上二論文、後に「山城国伏見荘の地侍たち」に改稿して『中世惣村の諸問題』国書刊行会、
 1982）
 峰岸純夫「村落と土豪」（『講座日本史』3 封建社会の展開、東京大学出版会、1970）
 森田恭二「『看聞御記』にみる民衆の生活」（『京都市歴史資料館紀要』10、1992）
 藤木久志「村の城・村の合戦」（朝日百科日本の歴史別冊『歴史を読みなおす』15、城と合戦、1993）

○絵画・絵巻物に関するもの

- 荻野三七彦「花園天皇と御絵画」（『歴史と地理』26-3、4、1930）
 荻野三七彦「曼殊院の『東北院歌合絵巻』」（『美術研究』27、1934、後に『日本古文書学と中世文
 化史』前掲）
 芳賀幸四郎『東山文化の研究』（河出書房、1945、後に芳賀幸四郎歴史論集第1巻・第2巻『東山文
 化の研究』上・下、思文閣出版、1981）
 大串純夫「粉河寺縁起（解説）」（『美術研究』171、1953）
 梅津次郎「解説」（『男衾三郎絵巻・長谷雄双紙・絵師草紙・十二類合戦絵巻・福富草紙・道成寺縁
 起絵巻』日本絵巻物全集18、角川書店、1968）
 岡見正雄「御伽草紙絵について」（同上書）
 小松茂美『彦火々出見尊絵巻の研究』（東京美術、1974）
 桜井徳太郎ほか校注『寺社縁起』日本思想大系20（岩波書店、1975）
 源豊宗「栗田口絵師と大谷本願寺」（『善信聖人絵・慕帰絵』新修日本絵巻物全集20、角川書店、
 1978、後に著作集5『日本美術史論究』5室町時代、思文閣出版、1979）
 荻野三七彦「西園寺の妙音天像―「西園寺家と琵琶」の一節―」（『古文書研究』17・18、1981、
 後に『日本古文書学と中世文化史』前掲）
 相澤正彦「栗田口隆光をめぐる一、二の問題について」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』
 別冊8、1981）
 小松茂美『日本絵巻聚稿』（中央公論社、1989）

斎藤昌利「『看聞御記』にみる絵巻制作について」（山根有三先生古稀記念会編『日本絵画史』吉川弘文館、1989）
バーバラ・ルーシュ「中世文学と絵画」（『岩波講座日本文学史』6 十五・十六世紀の文学、1996）

○文芸に関するもの

井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』（風間書房、1961、改訂新版、1984）
金子金治郎「新撰菟玖波集関係年表」（『新撰菟玖波集の研究』風間書房、1969）
伊藤敬「『菊葉和歌集』考」（『国語国文研究』44、1969）
伊藤敬「菊葉和歌集考補遺」（『国文学雑誌』11、1972）
（以上二論文、後に「『菊葉和歌集』考」に改稿して『新北朝の人と文学』三弥井書店、1979）
伊井春樹「源氏釈の形態」（紫式部学会編『源氏物語と和歌 研究と資料』前掲）
岩佐美代子「二十二代集巻頭・巻軸歌作者とその玉葉集における特色」（『和歌文学研究』44、1981、
後に『京極派和歌の研究』笠間書院、1987）
位藤邦生『伏見宮貞成の文学』（清文堂、1991） ※

※ 位藤氏の著書は、1970～90年にかけての論考20篇と新稿1篇とを合わせた専著であるが、繁を避けて初出を表示しなかった。直接、著書に当たられたい。

○芸能に関するもの

能勢朝次『能楽源流考』（岩波書店、1938）
林屋辰三郎『中世文化の基調』（東京大学出版会、1955）
木内一夫「看聞日記に見えたる松拍—その様態と当代猿楽—」（『国学院雑誌』72-5、1971）
盛田嘉徳『中世賤民と芸能の研究』（雄山閣、1974）
岩橋小彌太『芸能史叢説』（吉川弘文館、1975）
木内一夫「看聞日記に見えたる地藏詣・念仏踊と風流」（『国学院雑誌』76-5、1975）
横井清「民衆文化の形成」（『岩波講座日本歴史』7 中世3、1976）
阿部猛「中世後期における都市貴族の生活と思想—看聞御記の世界—」（『古代・中世の社会と民俗文化』弘文堂、1976、後に『中世日本社会史の研究』大原新生社、1980）
荻野三七彦「中世楽書の奥書について（報告要旨）」（『古文書研究』16、1980）
市野千鶴子「伏見御所周辺的生活文化—看聞日記に見る—」（『書陵部紀要』33、1981）
徳江元正『室町藝能史論攷』（三弥井書店、1984）
小高恭『中世芸能史年表』（名著出版、1987）
鶴丸由美「『平家』享受の一側面」（『国学院雑誌』96-6、1995）

○喫茶に関するもの

村井康彦「中世闘茶の方法—茶勝負記録について」（『日本史研究』33、1957）
村井康彦「北山と東山の文化」（京都市編『京都の歴史』3 近世の胎動、学芸書林、1968）
筒井紘一「闘茶の研究」（『茶湯』1969-1）
熊倉功夫「看聞日記の茶」（『日記・記録による日本歴史叢書月報』2、そして、1979）
熊倉功夫ほか『史料による茶の湯の歴史』上（主婦の友社、1995）
永田尚樹「古記録に見る室町時代の茶礼について」（『芸能史研究』134、1996）

○建築史・都市史

村山修一『日本都市生活の源流』（関書院、1953）

川上貢「十五世紀初の仙洞御所と伏見宮御所」（『日本建築学会論文集』30、1955）

川上貢「伏見殿の考察」（『日本建築学会論文集』56、1957）

（以上二論文、後に『日本中世住宅の研究』墨水書房、1957）

高橋康夫「後小松院仙洞御所跡敷地における都市再開発の実態－室町時代京都の都市再開発に関する考察－」（『日本建築学会論文報告集』263、1978、後に『京都中世都市史研究』国書刊行会、1983）

鈴木賢次「仮皇居になった伏見宮貞成親王御所の寝殿（仮皇居時代の南殿）の上段と平面」（『日本建築学会計画系論文集』474、1995）

○宗教・信仰

荒川玲子「景愛寺の沿革」（『書陵部紀要』28、1976）

瀬田勝哉「伊勢の神をめぐる病と信仰－室町初中期の京都を舞台に－」（『武蔵大学人文学会雑誌』12-2・3、1980、後に『洛中洛外の群像』平凡社、1994）

大喜直彦「仏像の焼失」（『歴史学研究』675、1995）

○史料用語

笠松宏至「中央の儀」（『月刊百科』202、1978、後に『法と言葉の中世史』平凡社、1984）

佐藤進一「『時宜』論のための予備的検証」（『年報中世史研究』11、1986、後に「時宜（一）」と改題し網野善彦ほか編『ことばの文化史』中世1、平凡社、1988）

○その他

伏見町役場編『京都府伏見町誌』（1929、臨川書店復刻、1984）

加藤次郎『伏見桃山の文化史』（私家版、1953）

服部敏良『室町安土桃山時代医学史の研究』（吉川弘文館、1971）

第2章「日記文学にみゆる医療の概況」、第6章「著名医家の略伝」

小泉恵子「中世前期に於ける下級官人の動向について」（石井進編『中世の人と政治』吉川弘文館、1988）

桜井英治「折紙銭と十五世紀の贈与経済」（勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、1996）

宇佐美隆之「木守と問－流通・交通業の起源を探る－」（同上書）

金子拓「進物折紙考」（『古文書研究』43、1996）

貞成著作・写本現存一覽（宮内庁書陵部所蔵分、稿）

- 例言 ①貞成著作・写と判明している典籍・記録・文書・歌集・楽書・詞書などのうち、現在、宮内庁書陵部に所蔵されるものを掲げた。今後の判明分と、書陵部以外の機関・個人に所蔵されるものについては、将来の増訂を期した。
- ②作成にあたっては、飯倉晴武「資料紹介・後崇光院御文類」（『書陵部紀要』19）に掲載のものを基に、『書陵部紀要』の彙報、『和漢図書分類目録』増加一、などを参照し、翻刻されているものは刊本名を記した。
- ③史料名は、上記の分類目録などに記載の名称に統一した。
- ④看聞日記紙背文書は煩雑になるので全て省略した。また後崇光院御文類などのように一括して翻刻されている史料については、文書一点ごとの注記を省略した。
- ⑤翻刻の刊本については、適宜、関係史料・論文を参照されたい。
- ⑥翻刻欄のゴシックは複製または写真版を示す。筆写本については、原則として、貞成筆が底本のものを示した。但し、明治初期に筆写された「伏見宮記録文書」が底本の場合は、*を付した。

| | |
|-------|-----------------------------|
| 翻刻の略称 | 縁起（図書寮叢刊 伏見宮家・九条家旧蔵諸寺縁起集） |
| | 楽書（図書寮叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成） |
| | 別記（図書寮叢刊 看聞日記紙背文書・別記） |
| | 歌合（図書寮叢刊 後崇光院歌合詠草類） |
| | 紀要（書陵部紀要） |
| | 史料（大日本史料） |
| | 私家（私家集大成5 中世Ⅲ） |
| | 国歌（新編国歌大観） |
| | 群、続群（群書類従正・続） |
| | 思想（日本思想大系 寺社縁起） |
| | 大成（増補史料大成） |
| | 残闕（歴代残闕日記） |
| | 岩波（新日本古典文学大系 中世和歌集室町篇） |
| | 證註（證註椿葉記） |
| | 絵巻（新修日本絵巻物全集） |
| | 源氏（源氏物語と和歌 研究と資料 所収の伊井氏の翻刻） |

○著作

| | 架函番号 | 翻 刻 |
|--------------------------|-----------------|---------------|
| 後崇光院御文類 応永27—文安5 28通（※1） | 自筆 8巻 伏-765 | 紀要19 |
| 看聞日記別記（※2） | 自筆 11巻 伏-741 | 別記 |
| 沙玉和歌集(第Ⅰ類) 応永10—25 | 自筆 1巻 伏- 8 | 私家、国歌8 群14 |
| 沙玉和歌集(第Ⅱ類)(残欠)（※3） | 江戸写 3冊 501-644 | 私家、国歌8 |
| 沙玉和歌集(第Ⅱ類)中巻(残欠) | 江戸中写 1冊 伏-164 | |
| 沙玉和歌集 部類本(第Ⅲ類) | 自筆 1冊 伏-165 | 私家 |
| 禁裏当座十首和歌 永享8・閏5 | 自筆 1巻 伏-561 | |
| 禁裏御百首草(残欠) 永享6・飛鳥井雅世点 | 自筆 1巻 伏- 22 | 歌合 |
| 御崇光院御詠 59首（※4） | 江戸初写 1冊 伏-181 | |
| 貞成親王御詠草類 断簡5種 | 第5種は自筆 1巻 伏-564 | 歌合 |
| 貞成親王御詠草歌 永享11・禁中内々御歌72首 | 江戸初写 1冊 伏- 59 | 歌合 |

| | | | | |
|--------------------------------|------|-----|---------|---------------------|
| 貞成親王御詠草(残欠) 永享11頃 | 自筆 | 1卷 | 伏-563 | 歌合 |
| 諸社法楽和歌(断簡) 永享9-文安3 | 自筆 | 1冊 | 伏-200 | 歌合 |
| 仙洞歌合詠草 宝徳2・飛鳥井雅世点 | 自筆 | 1卷 | 伏-570 | 歌合 |
| 後崇光院五十番御自歌合(残欠) 栄仁親王判・点 | 自筆 | 1卷 | 伏-13 | 歌合 |
| 後崇光院百番御自歌合(首欠) 応永7・9・16四辻善成判 | 自筆 | 1卷 | 伏-9 | 歌合 |
| 後崇光院百番自歌合(有欠) 飛鳥井雅縁(宋雅)判・点 | 自筆 | 1卷 | 伏-11 | 歌合 |
| 後崇光院六十番御自歌合(残欠) 栄仁親王判 | 自筆 | 1卷 | 伏-361 | 歌合 |
| 後崇光院続歌百首 応永10-永享6 | 自筆 | 1卷 | 509-93 | 紀要30 |
| 賀茂社法楽勸進歌 | 江戸初写 | 1冊 | 154-2 | 紀要33 |
| 椿葉記 草稿本(裏)仮名消息類 | 自筆 | 1卷 | 伏-4 | 證註 |
| 椿葉記 草稿本二種(有欠) (再稿・三稿) | 自筆 | 1卷 | 伏-5 | 證註、複製 群3(三稿本に近い) |
| 嘉楽門院御着帯御記 永享6・7・24 | 自筆 | 1卷 | 伏-491 | |
| 看聞日記 | 自筆 | 44卷 | 特-107 | 続群補遺、複製 |
| 諸家拝賀参事記 文安4-宝徳4(宝徳3除く) (※5) | | | 特-107の内 | 続群補遺、複製 |
| 後小松天皇北山亭行幸記 応永15・3・8 | | | 特-107の内 | 続群補遺、複製 |
| 看聞御記抄出 御香宮事 応永23-26、永享3-7 | 自筆 | 2冊 | 伏-296 | |
| 看聞日記抜書 応永23・正一同24・11 貞敦親王写 | 室町後写 | 1卷 | 伏-510 | |
| 看聞御記 応永10・5・3、同23・正-24・11 | 江戸末写 | 3冊 | 伏-196 | |
| 後崇光院御遊御会記 応永18・3・8後崇光院記抄出 | 江戸写 | | 柳-1089 | 史料7-14 |
| 後光厳院三十三回聖忌記 応永13・正-2 (※6) | | | | *史料7-7 残闕3 |
| 貞成親王・一条兼良往返状 親王除服役送之事 (※7) | 原本 | 1卷 | 伏-712 | |
| 御経書様不審事 | 自筆 | 1卷 | 伏-736 | |
| 両流泉御伝受記 応永27・8・28 | 自筆 | 1卷 | 伏-955 | 楽書1 |
| 蘇合香万秋楽御伝授記 永享10・11・24、嘉吉2・2・12 | 自筆 | 1卷 | 伏-943 | 楽書1 |
| 院拍子合清暑堂神宴記 貞成記 | | 1卷 | 伏-995 | 楽書1 |
| 孝道朝臣自筆琵琶譜御買得記 永享9・10・7 | 自筆 | 1卷 | 伏-1004 | 楽書1 |
| 後崇光院御伝授状 嘉吉3-宝徳2 9通 | 自筆 | 1卷 | 伏-1020 | 楽書1 |
| 菩薩譜 | | 1卷 | (※8) | |

○共著

| | | 架函番号 | 翻刻 |
|------------------------------------|------|---------|--------------------|
| 詠百首和歌 後花園天皇・二条持基等 | 江戸中写 | 1冊 伏-45 | |
| 後崇光院千首和歌(残欠) 正長2 庭田重有等 | 自筆 | 2卷 伏-14 | 歌合 |
| 宝徳歌合 宝徳2・11 後花園天皇等 一条兼良・飛鳥井雅世共判 | 江戸初写 | 1冊 伏-67 | 歌合、岩波 群13(仙洞歌合) |
| 名所百番歌合(首欠) 応永13・9 今出川公行 | 自筆 | 1卷 伏-12 | 歌合 |
| 名所百番歌合(有欠) 応永13・9 今出川公行 伏-12と同内容 | | | |
| | 自筆 | 1卷 伏-15 | 歌合 |
| 伏見宮家歌合(首欠) 応永9以前 四辻善成判 | | 1卷 伏-10 | 歌合 |

| ○筆写本 | 架函番号 | 翻 刻 |
|------------------------------|---------------------|-------------|
| 慈覚大師縁起(有欠) (裏)女房奉書 | 1 卷 伏-478 | 紀要22 |
| 粉河寺縁起(首欠) (裏)説話断簡、宝徳3具注曆 | 宝徳4写 1 卷 伏-479 | 縁起、思想 |
| 粉河寺続縁起 | 伏-479に付 | 縁起 |
| 十二類絵詞(残欠) (※9) | 伏-479紙背 | 紀要17、絵巻18 |
| 福富草紙(残欠) | 伏-479紙背 | 紀要17、絵巻18 |
| 長谷寺靈驗記 上巻第2 | 1 卷 伏-366 | |
| 長谷寺縁起絵詞書(尾欠) | 1 卷 伏-367 | |
| 融通念仏縁起絵詞 上巻7-9段 (裏)説話断簡、具注曆等 | 文安2写 1 卷 伏-387 | |
| 三獣会合絵詞(残欠) | 伏-367、伏-387各紙背に分 | 紀要17 |
| 熊野詣日記 応永34・9-10 釈実意記 (裏)和歌等 | 文安3・3・6写 1 卷 伏-481 | 縁起 |
| 宝蔵絵詞 下巻 (裏)文安2具注曆 | 文安3・2・15写 1 卷 伏-482 | 紀要21 |
| 駿牛絵詞(有欠)上下巻 (裏)説話断簡、消息 | 1 卷 伏-498 | |
| 新後拾遺和歌集(残欠) 巻1-10 | 1 冊 伏-202 | |
| 新拾遺和歌集(残欠) 巻1-8 | 1 冊 伏-203 | |
| 新続古今和歌集(断簡) 巻1、3-15 | 1 冊 伏-212 | (国歌1) (※10) |
| 菊葉和歌集(尾欠) 巻1-3 | 3 卷 伏-70 | |
| 巻7-13 | 1 冊 同上 | 国歌6、*続群14上 |
| 新葉和歌集(残欠) 巻1-15 | 1 冊 伏-201 | |
| 内裏三席御会詩懐紙写 応永17・8・19 称光天皇等 | 1 卷 伏-480 | *史料7-13 |
| 和歌撰集(残欠) 宝徳元年頃 | 1 卷 伏-7 | 歌合 |
| 後崇光院千首(有欠) | 1 卷 伏-463 | 歌合 |
| 和歌撰集断簡 秋三首 | 1 卷 伏-727 | 歌合 |
| 千五百番歌合(残欠) 恋一、1026-1200番 | 文安4・2・19写 1 冊 伏-215 | |
| 内裏歌合 応永14・11・27 後小松天皇等 | 1 冊 伏-41 | 歌合、国歌5、 |
| 一名、内裏九十番御歌合 判者不明 | | |
| 伏見殿五十番歌合 応永13・閏6・11 飛鳥井宗雅判・点 | 1 卷 伏-19 | 歌合 |
| 拾葉集 春(残欠) 一名、夫木和歌集 | 1 卷 伏-462 | |
| 源氏物語注釈(首欠)(裏) 応永22、25年具注曆 | 応永26・6・3写 1 卷 伏-505 | 源氏 |
| 貞成親王御筆歌書類 断簡5種 | 自筆 1 卷 伏-551 | 歌合(第1・2種のみ) |
| 栄雅判歌合断簡(2紙) | | |
| 故宮御詠百五十首断簡(1紙) | | |
| 類題和歌断簡(2紙) | | |
| 歌書断簡(1紙) | | |
| 浮舟巻断簡(1紙) | | |
| 後嵯峨院行幸記(前欠) 寛元元・12 石清水・賀茂 | 1 卷 伏-487 | |
| 後嵯峨院御落飾記(首尾欠) 文永5・10・5後深草院宸記 | 1 卷 伏-486 | *大成1 |
| 後深草院御落飾記抄 正応3・2・11後深草院宸記 | 1 卷 伏-483 | *大成1 |
| 崇暦御記 貞治7・2 崇光院宸記 | | |
| 一名、崇光院室町殿御移徙記 | 永享7写 1 卷 伏-490 | *史料6-39 |

伏見院御落飾宸記(指図欠) 正和2・10・17後伏見天皇宸記

| | | | | |
|------------|-------------------------------|----|--------|---------|
| | 応永31写 | 1卷 | 伏-488 | |
| 伏見院御落飾宸記 | 正和2・10・17後伏見天皇宸記 | 1卷 | 伏-489 | |
| 後白河院庁起請文案 | 建久3・正 | 1卷 | 伏-495 | *史料4-3 |
| 躬仁親王御元服次第 | 応永18・11・28 | 1卷 | 伏-634 | *史料7-14 |
| 淵酔記断簡 | | 2紙 | 伏-1113 | 紀要41 |
| 伏見殿御夢想記 | 貞成筆か | 1卷 | | *史料7-27 |
| 名香裏様事 | 文保元・10後伏見院宸記抄出 | 1卷 | 伏-500 | *大成1 |
| 栄仁親王記 | 応永18・4・4 貞成写か 一名、大通院殿御記 | 1卷 | 伏-953 | *史料7-14 |
| 栄仁親王記 | 応永18・4・4 貞成写か (伏-953と用字の違いのみ) | 1卷 | 伏-954 | 楽書1 |
| | 一名、右大臣藤原朝臣琵琶伝業灌頂事 | | | |
| 光厳院御記 | 正慶元・5・2、6・13-14 | 1卷 | 伏-997 | 楽書1 |
| 順徳院御記 | 建保6・8・7 楊真操伝受事 | 1卷 | 伏-942 | (※11) |
| 愚聞記(下欠)(裏) | 応永13、23、24各年假名暦、書状 釈顕達 | 1卷 | 伏-934 | |
| 風香調撥合 | 大常博士楊真操 | 1卷 | 伏-975 | |
| | 文安4写 | | | |
| 琵琶合記 | 承久2・3・1 (裏)書状 後鳥羽天皇判 | 1卷 | 伏-1032 | *史料4-15 |
| 催馬楽譜(有欠) | 応永19・8写 | 1卷 | 伏-1044 | |
| 将音律 | 宝徳2 | 1卷 | 伏-1091 | |
| 神楽血脉 | 応永29・6・3写 | 1卷 | 伏-1009 | |
| 和琴血脉 | 応永29・6写 | 1卷 | 伏-1018 | |
| 琵琶伝業事 | 貞治5・12・18 一名、崇光院宸記 | 1卷 | 伏-1007 | |
| 石上流泉上原石上流泉 | 将律調 | 1卷 | 伏-963 | |

※1 『補訂版 国書総目録』や「伏見宮旧蔵図書仮目録」(『書陵部紀要』15) 92頁にみえる「役送故実之事」は、28通目の「役送条々」にあたると思われる。

※2 『補訂版 国書総目録』では、各々を項目に立てている。

※3 上巻の一部が伏-11「後崇光院百番歌合」、伏-12「名所百番歌合」と内容的に一致し、中巻の大部分が伏-13「後崇光院五十番御自歌合」、伏-361「後崇光院六十番自歌合」の基になった各百首歌で構成される。『後崇光院歌合詠草類』、『新編国歌大観』の各解題参照。

※4 7首目以下が伏-564の断簡第1種と完全に一致する。『後崇光院歌合詠草類』の解題参照。

※5 伏-741に含まれる「貞成親王院号之後諸家拝賀記」とは異なる。『看聞日記紙背文書・別記』の解題参照。

※6 位藤邦生「『後光厳院三十三回聖忌記』の作者は誰か」(『伏見宮貞成の文学』)による。

※7 「伏見宮旧蔵図書仮目録」90頁の「親王除服役送之事勘注状 貞成親王 勘注 御筆 1枚」がこれにあたると思われる。

※8 『補訂版 国書総目録』による。「菩薩譜 琵琶 室町写 1冊 伏-1151」(『書陵部紀要』47の「彙報」)がこれにあたるかと思われる。

※9 貞成筆と見られる堂本家本の写真が「十二類合戦画卷解」(『国華』577、1938)、『新修日本絵巻物全集』18に掲載されている。

※10 貞成筆を吉田兼右が写したもの(二十一代集の内。架函番号513-13)が底本。

※11 『伏見宮旧蔵楽書集成』1所収「代々琵琶秘曲御伝受事」(鎌倉末・南北朝写、伏-944)は、筆写時期から、あるいは貞成筆の祖本か。 (中野祥利)

元年八月 日付係乙丸言上状の本文は省略。なお、木村茂光『日本古代・中世畠作史の研究』（校倉書房、一九九二）第二部第四章第二節「小鞍と施肥」、同『ハタケと日本人』（中公新書、一九九六）第五章3「京中の畠」、黒田日出男「中世農業と水論」（小山靖憲・佐藤和彦編『絵図にみる荘園の世界』東京大学出版会、一九八七、所収）は、東寺周辺の藪田について詳論されていて示唆深い。

(四〇) 順に永享七年八月一五日、同八年十一月三日、同十一月四日、同一〇年八月一日の各条

(四一) 『北野天満宮史料』古記録、一四五頁

(四二) 注(三)の網野論文、参照

(四三) 順に永享五年一月一三日、同七年四月一七日、同十二月一八日、同一二月二一日、同八年一月二八日の各条

(四四) 『鎌倉遺文』一一一八六三五号

(四五) 『洛中洛外の群像』（平凡社、一九九四）、所収

(四六) 応永二五年三月三日条

(四七) 永享五年三月三日条

(四八) 応永三一年三月一一日条

(四九) 「偏諱授とおよび毛氈鞍履・白傘袋免許」（『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五、所収）

(五〇) 『群書類従』二三輯、所収

(五一) 同前

(五二) 『続群書類従』二三輯下、所収

(五三) この絵巻については、村井康彦・下村守『足利將軍若宮八幡宮参詣絵巻』（日文研叢書7、一九九五）、参照

(五四) 「長祿以来申次記」（前掲）参照

(五五) 注(一六)『皇室制度史料 皇族四』、二六四頁以下に隆富・重賢・伊成に對する人給がみえる。

(五六) 『宣胤卿記』長享三年二月二二日条

(五七) 「後水尾院年中行事」（『改定 史籍集覽』二七冊、所収）、「故実拾要」（『新訂増補 故実叢書』、所収）

(五八) 『言繼卿記』享祿二年三月三日、天文二年三月三日条など。なお同天文一

五年三月三日条には牛飼二人がみえる。

(五九) 同六月二三日条

(六〇) 『明月記』建仁元年八月九日条

(六一) 網野善彦「童形・鹿杖・門前」（『異形の王権』平凡社、一九八六、所収）、黒田日出男『絵巻 子供の登場』（河出書房新社、一九八九）「聖な『童』」など参照

など参照

(六二) 高橋昌明『酒吞童子の誕生』（中公新書、一九九二）第一章、山口健児

『鶏』（法政大学出版局、一九八三）など参照

(六三) 服部幸雄「牛に乗る神と牛飼舎人」（『日本歴史』五九四号、一九九七）

参照

(六四) 「新抄」（『続史籍集覽』一冊）文永元年八月二七日条

(六五) 応永三二年二月二八日条

- (一) 『徒然草』岩波書店(同時代ライブラリー、一九九六)
 (二) ともに『群書類従』二八輯、所収
 (三) 西園寺家と牛馬牧・厩の關係については網野善彦「西園寺家とその所領」(『国史学』一四六号、一九九二) 参照
 (四) 土谷恵「中世寺院の童と児」(『史学雑誌』一〇二編二二号、一九九二) 参照
 (五) 図書寮叢刊『看聞日記紙背文書・別記』(養徳社、一九六五) 所収。この記事については中野祥利氏のご教示を得た。
 (六) 応永三一年一月二五日条
 (七) 永享四年一月二六日条
 (八) 永享五年六月二三日条
 (九) 永享一〇年五月一日条
 (一〇) 同年一〇月八日条
 (一一) 永享五年一月一四日、同八年一月二八日、同九年一月二八日、の各条
 (一二) 永享五年一月一三日条
 (一三) 永享五年一月一三日条
 (一四) 応永三一年三月四日条
 (一五) 主人権・暇乞いの問題に関しては、保立「中世の子供の養育と主人権(鎌倉遺文)月報二四、一九八三)、笠松宏至「身の暇」(『ことばの文化史』平凡社、一九八八)、盛本昌広「中世における主人・下人關係の様相」(『歴史学研究』六〇三号、一九九〇) など参照
 (一六) 同日条
 (一七) 榎戸文書。『皇室制度史料 皇族四』(吉川弘文館、一九八六) 二六五頁以下
 (一八) 史料纂集『三箇院家抄』一、六八頁、九一〜二頁
 (一九) 『大日本史料』六一三三、六六八頁
 (二〇) 「御訪」に関しては、田沼睦「室町幕府財政の一断面」(『日本歴史』

- 三五三号、一九七七)、遠藤基郎「中世における扶助的贈与と収取」(『歴史学研究』六三六号、一九九二)、白川哲郎「平安末〜鎌倉期の大管会用途調達―鎌倉期王朝国家の臨時公事用途調達に関する一考察―」(『ヒストリア』一三四号、一九九二)、安田次郎「祭礼をめぐる負担と贈与」(『歴史学研究』六五二号、一九九三)、など参照
 (二一) 永享二年閏一月一五日条
 (二二) 『平安遺文』二一五二八号
 (二三) 『醍醐雜事記』卷一一、四六一〜二頁
 (二四) 「中世前期の馬借・車借―厩との關係を中心に―」(『立命館文学』五二一―五二二号、一九九一)
 (二五) 『木津町史』本文編(一九九二) 中世編第二章第二節(黒川直則氏執筆)、宇佐見隆之「木守と問―流通・交通業の起源を探る」(勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、一九九六、所収) など参照
 (二六) 『大乘院寺社雜事記』長祿三年四月二二日条
 (二七) 「興福寺と座衆との關係」(『日本中世商業史の研究』法政大学出版局、一九八九、所収)。最近のものとしては、注(二五)の『木津町史』がある。
 (二八) 史料纂集『三箇院家抄』一、一二四〜五頁、商人名主の項
 (二九) 『大乘院寺社雜事記』長祿三年五月二八日条
 (三〇) 同右、延徳四年三月三〇日、四月二日、の各条
 (三一) 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』上(近藤出版社、一九八〇)、三五八頁
 (三二) 『天満宮』吉川弘文館、一九六八
 (三三) 「西の京と北野社について」(比較都市史研究会編『都市と共同体』名著出版、一九九一、所収)
 (三四) 『北野天満宮史料』古文書、六九号
 (三五) 『平安遺文』八一四一八五号
 (三六) 『教王護国寺文書』一一四八四号
 (三七) 『東寺百合文書』レ函七五号
 (三八) 『平安遺文』八一四一八五号、四一八八号、参照
 (三九) これは①B追筆の「当水田相伝系図」に当たるものと思われる。B②康曆

あたかも、先述の、北野社の上分短冊について、御霊神子（巫）が牛飼の相伝と主張していたことを想起させる。これに対して前者では、庭上の東西に勝負楽を奏する楽屋が設けられ、州浜には松と柳が植えられるなど、いかにも貴族的である。そして楽屋の前には衛府の武官らが伺候している。ただこのばあいも、東中門・総門の外には庶民的な空間がみられ、東中門外には鳥籠の側に控えるように牛飼童の姿があり、また総門の外、牛車の近くに、鶏を抱く牛飼童と鶏を手渡される牛飼童の姿が描かれているのは、やはり牛飼童の関与を示唆しているように思われる。が、ここにはなお「御牛飼の役」としての闘鶏といった事実はみられない。しかし、牛飼童がやがて闘鶏と密接な関わりを持つようになる兆候は、すでにこれら『年中行事絵巻』の中に認めることができるといえよう。

では近臣についてはどうか。

永青文庫の「俊成・定家一紙兩筆懷紙」といわれているものの中に、次のような記事がみえる。

文治之比、禁裏御壺被飼鶏、以近臣被結番、供奉其事。長房・信清・範光・保家・定家

これは藤原定家が正治二年（一一二〇）の後鳥羽院初度百首和歌に「鳥」の題で詠進した五首の歌に付した注記の部分であるが、注目されるのは、後鳥羽院の幼帝時代の文治のころ（一一八五〜九〇）のこととして、――後鳥羽は寿永二年（一一八三）に三歳で即位――、禁裏の闘鶏に結番近事した「近臣」五人の名が掲げられていることである。一方、建仁元年（一一二〇）、後鳥羽院の熊野御幸の供奉人に選ばれた定家は、その日記に次のように記している^(六〇)。

南山御共事、已有催、面目過分。（中略）御共人、内府・大理・仲経卿、公卿三人。殿上人七人、保家・定家・隆清・親兼・長房朝臣・忠信・有雅云々。皆以精選近臣也。俗骨独相交、争不自愛乎。

公卿は内大臣の源通親、大理＝檢非違使別当の藤原信清、内蔵頭の新三位藤原仲経の三人、殿上人は七人である。ところがその殿上人七人のうち傍線を付した

三人が先の「文治の比」幼主に仕えた「近臣」と一致しているのである。しかも、信清も大理公卿としてお共しているのであるから、じつに「文治の比」、幼主に仕えて闘鶏の事に結番していた「近臣」五人中四人までがこの「精選近臣」中に含まれていることになる。これが、闘鶏の儀に関して先に指摘した「近臣―牛飼」構造の、近臣団の歴史的前提であったことは推定して誤りなからう。

では牛飼童が、かかる近臣とともに、闘鶏の儀に深く関与するようになったのはどうしてだろうか。それは、身分の貴賤は異なるとしても、牛飼童がその主との間に、近臣と共通の親密な人格の主従関係を形成していたことを意味するであろうか。それにしても、そもそもなぜ牛飼童が闘鶏の儀の中心的役割をになうようになったのか、という問題がある。闘鶏の儀が本来神占であったことからすれば、「童形」に象徴される牛飼童の有した「呪術性」や「聖性」が関わっているであろうか^(六一)。「諸院宮大臣家の牛童」よりなる北野社の大座神人の存在形態は、その点、重要な示唆を与える。霹靂神と鶏^(六二)、北野天神と牛との密接な関係^(六三)、「有言語」といわれた院の牛飼鷹法師丸の牛のこと^(六四)などが想起される。実際、『看聞日記』には、正月の將軍義量の北野社参の折に、「今年御代可尽、主上可有崩御」と物言う鶏があり、流し捨てられたと記されている^(六五)。

しかしこれらについては今後の課題としたい。

これらによれば、鬪鶏の儀は、公方御供衆五ヶ番の番頭からの各一羽と、御牛飼持参の一羽、計六羽をもつて三番勝負がおこなわれ、その際、鶏を合わせるのは「御牛飼の役」だというのである。上杉本『洛中洛外図屏風』に鶏が六羽描かれているのは偶然と思われるが、「鶏を合わせている男」が牛飼童であったことは疑いない。ほぼ同じ時期に描かれた「足利將軍若宮八幡宮参詣絵巻」の牛飼童の姿もこれとよく似ている^(五三)。なお二十人の見物衆は御供衆・申次衆らであつたらう^(五四)。

ところで、『看聞日記』の嘉吉元年（一四四一）と同三年の各三月三日条には、次のような記事がみえる（それぞれA、B）。

A、桃花佳節幸甚々々。鶏鬪殊更一番合。御牛飼共持参（卅鶏難得云々）。御節供如例。新三位・行豊朝臣・持経朝臣・有俊・重賢・伊成・重仲・定仲（束帯、禁裏鬪鶏奉行参）・政仲（束帯、内裏参）等候。

B、桃花之嘉節幸甚々々。鶏鬪七八番合。隆富・重賢等朝臣・伊成・政仲・御牛飼等進之。於内裏四十余番被合云々。世二鶏繁昌云々。

ここでもやはり御牛飼が鶏を持参していることが知られるのである。Aでは鶏を持参したのは牛飼童のみのようにみえるが、Bによれば隆富・重賢・伊成・政仲らも持参していることがわかる。いうまでもなく彼らはいずれも伏見宮家の近臣であつたから^(五五)、武家のばあいにおける「御供衆と御牛飼」と、構造的に全く同じであつたといえる。その上、Aの記事では、定仲・政仲に「禁裏鬪鶏奉行参」・「内裏参」の注記があつて、彼らは同時に「禁裏の鬪鶏」にしたがつていたことが知られる。しかも、定仲が禁裏の鬪鶏奉行をつとめていたことは、万里小路時房の『建内記』によつて確かめられる。すなわち同記によれば、嘉吉三年二月一三日に、「蔵人一臈源定仲」は、右兵衛佐成房に、来る三月三日の鬪鶏の儀のために鶏三羽を召進するよう御教書を出しており、これに対して成房は次のような領状を提出している。

来月三日可有鬪鶏、三羽可召進之由、謹所請如件

そして同三月三日条には、成房以下殿上人らが、「一臈蔵人源定仲」の催促によつて鶏を「尋ね進め」、内裏の東庭において鬪鶏の儀がおこなわれたことが記されている。長享年間（一四八七・九）にも「極臈源富仲」によつて鬪鶏沙汰がなされていることが知られるから^(五五)、禁裏の鬪鶏奉行は一臈蔵人「極臈」の役だつたことがわかる。事実、近世の故実書には、「極臈催之、但鬪鶏ハ四位五位ノ殿上人ヨリ三羽宛献之、・・・御牛飼（仙洞丸・弥一丸）合之」とか、「極臈、殿上人のかぎり触催して各にはとりを進上す。牛飼兩人参りて鶏を合す」と記されているのである^(五七)。しかも「近臣」召進の鶏といつても、所詮それらは諸方より寄せるのが例となつていた^(五八)。とすれば、そこにやはり牛飼童の関与が推測されよう。Aの「御牛飼共持参（卅鶏難得）」という記載もそれを窺わせる。

いずれにしても、「近臣」牛飼」方式は当時の鬪鶏の儀の基本原則であつたとみられ、禁裏・公家・武家を問わず、鬪鶏の儀の鶏は、近臣と御牛飼によつて進上されることとなつていたわけで、「合申事、御牛飼の役也」とある点をあわせ考えると、牛飼童こそが鬪鶏の儀の中心的存在であつたとみて誤りあるまい。そういえば、永享五年（一四三三）六月、京中の鶏が追放された際に、公方「御牛飼之頭、随分之者」である童一丸・虎菊丸という二人の牛飼童が召し捕らえられ籠舎されている事実が想起される^(五九)。既述のように、この鶏追放の原因は、前撰政一条兼良邸で鬪鶏がおこなわれ諸人が門前に群集して、これが將軍乗輿の通行の妨げになつたというのであり、おそらく彼らはこの鬪鶏に関わつていたために、その責任を問われたのちがいない。

では、御牛飼童が鬪鶏に関与するようになるのはいつごろからのものであろうか。

後白河法皇治下の年中行事を描いたものされる『年中行事絵巻』には二つの鬪鶏の場面が描かれている。それは貴族の邸宅の前庭と、或る神社の境内である。後者には、さまざまな階層の群衆が描かれており、一見して、きわめて庶民的な場であることが明らかであるが、鳥居を入つた右手の巫女の家の近くに、まるで人垣の前面に陣取るように牛飼童の姿が描かれているのが印象的である。それは

三 牛飼童と闘鶏

牛飼童の仕事が、なによりも牛を遣つて貴人や物資を運搬するものであったこととはいうまでもないが、しかしそれ以外に、闘鶏という年中行事にも、彼らは深い関わりを持っていたのである。管見のところ、まだこの点について指摘したものはまったくみえないので、以下、これについて若干触れておきたい。

ところで、闘鶏という年中行事に関するもので、最近、私がかつとも深い感銘をうけたのは、瀬田勝哉氏の「公方の構想」という論文である^(四五)。これは、上杉本『洛中洛外図屏風』研究史上いろいろな点で画期的なものと思うが、とりわけそこで氏は、松永弾正(久秀)邸における左義長、武衛邸における闘鶏、という二つの年中行事に注目して、それがそこに描かれていることの意味を探ることによつて、この屏風の製作時期を推定する上で、きわめて大きな成果をあげている。結論のみを記せば、氏は、武衛邸における闘鶏の場に描かれている幼主を、後の將軍義輝とみ、その將軍職安泰の期待をこめた予祝儀礼として、回想的に闘鶏の場が描かれたもの、と位置づけているのである。

さて『看聞日記』によれば、伏見宮家においても、毎年三月三日の桃花の佳節行事として、闘鶏がおこなわれている。そればかりか、応永三二(一四二五)年には、二月の將軍義量の死を斟酌して闘鶏を取りやめたことを記したあとに、わざわざ、「禁(裏)・仙(洞)ニハ有鶏合」と付記している。また、永享五年(一四三三)六月二二日条には、最近洛中で闘鶏が流行つて万人が鶏をかつているが、將軍(義教)が鶏を京中から追放したため、この伏見の里へ持つてくる者がある、聞くところによると、前撰政一条兼良邸の闘鶏に万人群衆、通りかかった將軍の乗輿の邪魔になったのに腹を立てて鶏追放となつたようだ、という情報まで記録している。伏見の貞成邸での闘鶏のための鶏は、近臣や御所持・地下輩から進上させているが、「当所鳥得難きの間、纔に五羽尋ね出す」などとみえ^(四六)、その入手に苦労しており、永享五年の桃花の節では、「鶏合、近所、更に鶏無し、よりにて之を略」さざる得なかつた^(四七)。貞成が將軍義教による鶏の京中追放のことを記したのはこの年のことであつた。永享元年(一四二九)にその子彦仁王は即位(後花園天皇)するが、嘉吉三年(一四四三)三月三日条には、後花園天皇内裏における闘鶏について「四十余番被合云々、世ニ鶏繁昌」などと記

している。

このような貞成の闘鶏に対する強い関心は、彼の生来の旺盛な好奇心にもよるうが、しかしそれだけではなく、伏見の御所を自ら「当所皇居也」と記している事実^(四八)からも窺えるように、禁裏・仙洞、ひいては京に対する彼の強い憧憬のあらわれであつたらう。

ところで瀬田氏は、上杉本『洛中洛外図屏風』の闘鶏場面について次のように述べられている。

かがんで鶏を合わせている男は髪形からして武士ではない。……見物の武士は総勢二十名。……多くの大人たちに交じつただ一人子供がいる。当主の息子だろうか。赤い毛氈鞍覆をつけた馬が二頭ひかえているのが色として鮮やかだ。

そして氏は、武家儀礼に関する二木謙一氏の研究^(四九)などを援用しつつ、この赤い毛氈鞍覆が、公方の権威を象徴するものとして、近習の「御供衆」に特別に「御免」された物であることに注意を促されている。

では「かがんで鶏を合わせている男」は何者だろうか。結論からいえば、それがほかならぬ牛飼童だったのである。

まず二、三の室町時代の武家故実書における三月三日の闘鶏の儀をみてみよう。

「年中定例記」^(五〇)

一、……御対面以後鶏合あり。三番。五ヶ番より一はづつまいらせらる。

今一は御牛飼持参。やがて彼者あはせ申候。

「長祿以来申次記」^(五一)

一、御鳥之事、毎年五ヶ番(番頭)より参る。其外には御牛飼持参候間、仍

三つがひ也。頓(頓)而御牛飼、是をあはする也。

「年中恒例記」^(五二)

一、鶏合在之。鶏五ヶ番より一羽づゝ進上。合申事、御牛飼の役也。三番也。

……御牛飼も鳥持参仕候也。仍三番在之。御牛飼に御太刀被下之。同朋衆役之。

蘭田の蘭が御座(莛)料であるとともに灯心の料でもあり、そしてその灯心の調進に御牛飼が関与していたのではなからうか。というのは、北野祭における大座神人による内陣神供と内陣御燈とは不可分のことであつたと思われるからで、たとえば、三年一請会引付(四三)の明徳二年八月二日条には北野祭の「内陣御燈如先々、大座神人神供如恒例」とある。上述の、寛喜三年(一一三二)における「荊蘭上分」をめぐつての後院と北野宮大座神人の争論の背景には、このような複雑な所屬関係がからんでいたのではあるまいか。もちろん彼等はすでに、諸国の運上物や交易品から、権門勢家ははばからず「北野宮の上分」を奪つていたわけであるが、このばあいはやはり、灯心調進を根拠とした「荊蘭上分」に対する牛飼としての大座神人の権限主張があつたとみる方が真実をとらえているのではなからうか。この争論の経過を『民経記』によつてみると、「内府に仰すべし」とあつて、すべて西園寺実氏が事に当たつてゐるのに注目される。彼がこのとき院の御殿別当であつたかどうかは不明ながら、「牛馬の御沙汰世にすぐれ」(『駿牛絵詞』)ていた西園寺家という事実を無視できないだろう(四三)。そしてこのように考へてくると、上掲の「政所賦銘引付」に御牛飼弥乙の錢主が「召の中間灯心屋」であつた事実も、簡単に看過するわけにいかないのである。『看聞日記』から二、三、中間と牛飼との關係を示すものを拾つてみよう(四三)。

イ、車・中間、勸修寺令進。牛飼・中間等、三条召進。

ロ、中間卅人許・御牛飼等行粧奇麗。

ハ、三条出車、進召中間五人。聖護院牛飼二人被召進。中間七人(本所二人・召中間五人)。

ニ、乗車如例(三条進之)。牛童二人(聖護院牛飼也)。中間五人(三条召中間三人)。

ホ、乗車(三条進之。召中間八公方御牛飼不可立合之由申間、不被進)。御牛飼六人(稻童・弥藤等)、中間五人。

これらによれば、中間と牛飼は一緒に召仕していることが多く、特に「召の中間」というのは本所の中間に対するもので(ハ)、「召中間八公方御牛飼不可立合之由申間、不被進」(ホ)とあるように、牛飼ときわめて近い存在だつた。

すれば、召の中間が御牛飼の錢主となつてゐるのも、またそれが灯心屋であつたのも、深い歴史的背景を有したものとわねばならない。

以上、牛飼童の生計についてみてきたのであるが、最後に、新しい史料ではないが、力王丸という一牛飼童の財産目録ともいふべき珍しい譲り状(四四)を掲げておこう。力王丸は御室仁和寺の牛飼童であつた。

證文状事

合

仁和口(印)

右、力王丸・毘沙王丸二限永代、二あらん物ハ一可取之。

田一反、畠二反、わるき牛一疋、立うす一、するす(摺白)一、水桶二、かなは(鼎)一、かま(釜)一、石なべ一、かなべ一、酒つぼ一、やぶれたるさうやく一、たれつぼ一、へいし(瓶子)一、すへいし一、とはち(砥鉢)一、ふるひさげ(提子)一、ちやわんのはち一、つきなはち(搗菜鉢)一、からかさ(傘)一、御牛はたくるかたな二、わるきからうと(唐櫃)一、ひしやく(柄杓)一、七斗納かま一、たかつき(高坏)一、員数如此。

あいかまへてく、おとよい(弟兄)の中よく、君御ミやつかい、奉行人々にくまれまい(ら)せであるべし。御牛相構心二入て相いたはるべし。

弘長元年三月十七日

父力王丸(花押)

田畠を持つてゐること、酒壺・瓶子・提子など酒關係の道具が多いことが注目される。七斗納の大釜や立臼・摺臼などは糟糠との關係を示唆しているのかも知れない。宮仕えの心掛けについて論じてゐる文末のことばもたいへん興味深い。いずれにしても、中世の牛飼童の存在形態を考察するうえで多様な情報を提供してくれるものであることはまちがひなからう。

A 一院御座御作手解案^(三三)

「為平家領之由有其聞、仍雖点定、依 院宣、免除了、不可有濫妨之状、如件

前齋院次官藤原 在判

一院御座御作手等解申請 序裁事

請被停止次官妨、備進御年貢藺田四段少事

在藺少路南朱雀角二段大

八条坊門北坊城之西面南一段

同次一段

右、件御領、前待賢門院御蒔料藺田也。仍自宮御時、被奉渡院御方、已及数十年畢。而福原之時、件田内一段大ニ新中納言家侍二人押居テ候キ。然而還御之後、即被迫立畢。爰次官称彼等居住之跡平家領、故押領之条、以外次第也。抑平家不審ヲハ次官被奉誡之由承及之處、乍聞令申子細、尚召籠作人等妻子之状、難堪事也。早可停止濫妨之由、為被仰下、注子細、言上如件

元曆元年七月廿四日

御作手平得寿丸判

B ①牛飼孫乙丸申状案^(三六)

御牛飼孫乙丸謹恐々言上

早下賜御教書、任譜代相承理、全管領、弥欲抽奉公忠勤、教令院御領堀小路坊城水田陸段大間事

副進

一通 当水田相伝系図^(一) (追筆)

一通 関東右大將家御代齋院次官奉書案 元曆元年七月廿四日

一通 教令院先門主悉地院法印御房御書案 貞治三年十二月三日

右、名主職者、先祖平得寿丸、去元曆元年、從預右大將家御時齋院次官奉書以來、為名主職至于孫乙丸、既七代相伝知行、無依違之条、所進具書等柄焉也。然間、先門主覺王院進安文書、依令進覽、覺王院・教令院共以無相違者也。(中略)、所詮、被經急速御沙汰、且任譜代相伝之道理、且依奉公之忠

貞、名主職如元蒙御成敗者、弥為励無二之勤節、恐々言上、如件

B ②康曆元年八月 日付孫乙丸申状^(三七)

系図 堀小路坊城水田相伝事

元曆元年蒙右大將家御下知 得寿丸孫 町屋丸 松法師丸 辰王丸 乙席丸
德寿丸 乙席丸 法師丸 孫乙丸(当作者)

乙席丸 法師丸 孫乙丸(当作者)

Aは、白河本東寺百合文書に含まれているもので、一院(後白河院)御座御作手平得寿丸が、その蒔料の藺田が、先年の福原遷都の混乱時に新中納言平知盛家の侍二人に押居されていたことから、平家没官領とされてしまった、として、その不当を訴えたものである。その藺田は堀小路朱雀と八条坊城に所在した^(三六)。ところがBの御牛飼孫乙丸の申状によれば、その同じ堀小路坊城の藺田が東寺の子院教令院領としてみえており、しかもそこには先の平得寿丸以下孫乙丸にいたる七代の相伝系図が記されているのである^(三七)。細部はともかくとして、この文書の内容についてとくに疑うべき理由はなく、この相伝系図に名を連ねているのがすべて御牛飼童であつたことは疑いなからう。中世の牛飼童は世襲が普通であり、『看聞日記』にも「代々奉公」の席石丸をはじめ、「稲童子(小童)初参」・「公方牛飼童菊子小童(六七才敷)初参」・「牛飼孫鶴孫小童初参」・「初参子牛飼(五才云々ニ云々子)」^(四〇)、といった記事はほとんど枚挙にいとまがない。そもそも相伝系図に名を連ねている者がいずれも童名であることが何よりもよくそれを証している。とすれば、藺田と牛飼童とはきわめて密接な関係があつたことが推察されよう。ただこのばあい、最初の得寿丸が一院御座御作手とあること、平という姓を称していること、が問題である。しかしこの点、私は、北野社の大座神人が実際には院宮大臣家の御牛飼童であつたことなどよりして、御牛飼童が同時に院御座御作手を兼ねているということは十分ありうると思う。そして平という姓は、彼の御座御作手としての身分的呼称であつたろうと思うのである。では堀小路坊城の藺田が、御座御作手とともに御牛飼童の料田とされ、同一人が御座御作手と御牛飼童を兼ねたのは単なる偶然だろうか。憶測するに、そもそも

があるが、ここでさしあたり注目しておきたいのは、その存在が確実に鎌倉前期まではさかのぼるこの大座神人が、実は牛飼であつたという事実である。すなわち、建保の記年のある「北野事跡」（『北野誌』北野文叢・上・地、卷一五）には、

七月一日より大座の牛童、東西二京をあひわちて、あはたぐち・しづかにいたるまで、諸国の運上ものよりはじめて、売買交易におよびて、重物・軽物をきらはず、権門勢家をはばかり、北野宮の上分と号して、ぬしの心はゆかねども、一寸ばかりなるきり紙を短冊となづけて、さしかへてうばへるも、天曆年中よりの故実なり、（中略）、おそろしきものゝふも、大座の牛かひのめこむかうにむかひては、まかげをさしてにげ行くとかや、

とあり、また弘安本『北野天神縁起』絵巻には、

八月御祭は村上天皇御時よりはじまれり、公家の御沙汰・大蔵省のつとめなり、大座神人として諸院宮大臣家牛童等、往古の短冊をさゝげて角本はなれたる景氣、一日の壯観まことに目出度くあはれなる事なり。

とみえる。このように彼らはまちがひなく「大座の牛童」・「大座の牛かひ」・「院宮大臣家の牛童」であつて、八月の北野祭の経費を獲るために、七月一日から粟田口や四塚など京の出入り口に出掛け、諸国の運上物・売買交易品などに、短冊とひきかえに北野社の上分を宛て徴していたのである。そして延徳年間（一四八九〜九二）におけるそのありさまは、大座神人福松丸の起請文^{三三}に、次のように記されている。

下短冊取来口々の事

- 一、粟田口 一、西七条口
- 一、竹田口 一、法性寺口
- 一、東寺口
- 一、旅人、同じやうばいに付候ても人別十文宛給候。但札を持候へハ不給候。

- 一、荷にハ一荷二廿文宛
- 一、奥高荷ハ一駄二五十文宛
- 一、巡礼・往来之輩にハ不給候
- 一、京中町少路にて任雅意不可給候

右、当社牛玉のうらをひるがへし申上候。若背此旨申事候ハズ、当社可蒙

御爵候。仍起請文、如件

延徳二年七月十一日

（大座神人）福松丸

このころには短冊は上、下にわかれており、これは下短冊の分に関する起請文であるが、この大座神人福松丸が牛飼であつたことは、『北野社家日記』（史料纂集）の延徳三年七月一二日条に、上短冊のことについて御霊神子が「九条殿（政基）牛飼才松方ヨリ智議に自建武年中出此短冊」といつてきた、と記されているのに徴して疑いない。

ところで、前掲の「政所賦銘引付」の記載には、もう一つ注目すべきことがある。それはその錢主が「めしの御中間とう志ミ屋」新次郎と記されていることである。少し迂遠であるが、以下、この点についてみていこう。

藤原経光の『民経記』によれば、寛喜三年（一二三一）に北野社の大座神人が訴訟をおこしている。それは北野祭りをひかえた六月二七日からみえるが、五位藏人としてその処理に当たり、無事に北野祭りを迎えた八月四日、彼はその日記に次のように記している。

今日祭事、無為無事令遂行。返々神妙々々。抑大座訴事、両条（河上菟蘭上分後院松物作手・後院松物作手濫妨事）兼日申事由、仰後院停止了。当社事、随分致微忠、唯仰神恩也。

これによつて、大座神人の訴訟の内容が、河上菟蘭上分に対する後院の妨げと後院松物作手の濫妨の二つであつたことがわかる。もとよりその詳細は不明であるが、結論を先に記せば、私は、この「菟蘭上分」というのは、本来、御牛飼たる大座神人に属するものだつたのだらう、と思う。それは次のような文書が存在するのによる。

して、次のように記されている。

一、木津沙ヲ車十両、昨日・今日召了。御童子ニ仰せ了。牛飼一疋分十文下行、
長例也。仰御童子ニ加下知様ハ、御後見ノ書下ヲ取テ御定使ノ力者・御童
子ニ加下知也。船・車等モ又同之也（二月八日）。

一、沙ノ事、修理目代ニ仰付テ、以木津車十両分、今日召之。但八両分到来了。

就其、牛飼事申入間、為修理目代召進車・船ニハ下行物一錢モ無之間、不
能下行者也。御用之時ハ何時も仰テ召之也（二月九日）。

一、修理目代沙、今日、二両到来了。牛飼不下行者也（二月一〇日）。

すなわち、興福寺の薪糶糶では、山城の木津から沙が運送されることとなつて
いたが、それには次の二つの方式があつた。一つは、御後見（政所）の書き下し
によつて定使（力者）・御童子をへて召されるもので、このばあいは、牛飼（船
・車にも）一〇文宛下行される。もう一つは、修理目代に仰せて召すもので、こ
のばあいは、牛飼（船・車）などへの下行は一錢もなしで、しかも、御用のと
きは何時でも仰せ付けられる、というのである^(三五)。これはいづれも、修二会の
薪糶糶における引沙の二方法であり、その点、醍醐寺の引沙紀法と異なるが、下
行をまったく給さない元三・桜会と、下行を給する臨時御用という二種の運送法
があつたという点において、両者は共通している、といえよう。

その他、『看聞日記』にはまったくみえないが、牛飼童の生計となつたものに
糟糠公事がある。これは酒糟・米糠売買に関する特権で、これが「御牛飼之計」
「御牛飼之御給分」とされていたわけである^(三六)。これはそれらが牛の飼料に宛
てられたことによるのではないかと思われるが、これについて詳しいことが知れ
るのは興福寺のばあいで、はやく小野晃嗣氏の研究がある^(三七)。それは「カスノ
座 御牛飼方」^(三八)・「カス春日祭・牛飼座」^(三九)などともあつて、座を形成して
いたことがわかるが、その取り分は、木津川を境として、大乘院方と一乗院方と
で、次のように決められていた^(四〇)。

《大乘院方》

上狛庄ヨリ三百文上之 加茂庄（人別）

三日原（瓶原）

（人別）

下座ト号シテ

トノ（富野）・寺田・ナシマ（奈島）・ヒラウ（平尾）・カハタ（綺田）
此五箇所ヨリ五百文上之

《一乗院方》、

河ヨリ西分公事、各人別二上之

ハセ（吐師）・サカ中（相楽）・下狛・菅井・ミヤノクチ（宮の口）・タカキ（高木）

・天神ノ森

大乘院方は木津川の東方に上狛以下ほぼ南から北へ、一乗院方は木津川の西方
に分布し、大乘院方の公事には上狛庄の三百文のように庄別に定まっているもの
と人別のものがあつたが、一乗院方の公事はすべて人別であつた。が、いづれ
にしても、大和から山城にかけて可成り広範囲に分布していたことがわかる。し
かしもつとも重要なことは、かかる牛飼と糟糠公事との関係が、決して奈良の牛
飼に限られたことではなく、京都の牛飼においても同様であつたということであ
る。すなわち、文明一三年（一四八一）の「政所賦銘引付」^(四一)に、次のような
記載がみえる。

御牛飼弥乙

めしの御中間とう志ミ

一、西京糟糠公事五貫文、錢主柱屋新次郎

一、江州安食庄薪米之内拾石之徳分五貫文、錢主同前

右両所、雖為借物質券、依錢主所望、遣売券処、号永代沽券云々、可預御糶
明之由申、

これは御牛飼弥乙が、錢主柱（灯心）屋新次郎によつて借物の質券を永代沽券
と号して押領されようとして訴えているものと訴えているものであるが、その御牛飼の質券
というのがほかならぬ「西京糟糠公事」だったのは、偶然ではあり得ないだろう。
上述のように、糟糠公事は「御牛飼之計」「自昔御牛飼之御給分」であつた。そ
の上、西京の糟糠公事に関わる御牛飼といえ、北野社神人、とりわけ大座神人
を考えないわけにはいかない。

北野社の大座神人については、すでに竹内秀雄氏^(四二)や網野善彦氏^(四三)の研究

るものではなく、広く伏見宮家の御牛飼らに対する月宛料の意と思われるが、先に厩石丸について「此の御所の御恩を以て命を懸く」とか、「厩石丸の御恩跡」と記されていたものの具体的内容は、おそらくこれらを指していたのであろう。たとえば興福寺大乘院門跡のばあい、御牛飼給として、次のようなものが知られる^(二七)。

一石五斗大市庄 一石五斗草川庄
五反 若槻庄田 木津以下公事物
一石四斗四升倉庄 一石七斗四升越田尻庄
一石五斗 河合庄

伏見宮家の「山前南庄御牛之飼」は、これらに相当するものであったと思われる。さて、牛飼の生計を支えるものとしては、このような荘園よりの月宛給米の他に、種々の行事に際して、臨時の手当として支給される「御訪」があった。たとえば永享九年（一四三七）、後花園天皇の行幸に際して、御牛飼童の孫童丸は

「所詮、御訪多く下されば十余人参るべし」といつている。そしてこれに対し伏見宮家では「九人参るべし、御訪は二千疋」と申し渡しているから、その額は一人宛二貫文ぐらいだったらしい。時代ややは隔たっているが、康安元年（一三六二）に、青蓮院尊道親王が熾盛光法を修したとき、これに供奉した御牛飼童の御訪料は四人で八貫五百文であったから^(二八)、これくらいが、こうしたばあいの大体の相場だったのではなからうか。なお当時、京都の伏見宮御所へは正月と八月の節供はもとより、毎月一日に御牛飼童が参上して節供に預かっていたこと、上述のとおりである^(二九)。

永享二年（一四三〇）、將軍義教が伏見庄の貞成邸を訪れるということがあった折、修理造作の費用ということで、後小松上皇から禁裏御料所山国庄から「材木車三両」の助成があった。このとき、御牛飼童の弥藤丸・孫鶴丸の二人がその御使となつているが^(三〇)、材木の運送は牛飼童の生業の一つであったと思われる。牛飼童が材木交易に従っていたことの知れるもつとも早い例は、長元八年（一一〇三五）五月二日付の秦吉子解^(三一)である。それによれば、吉子の夫小犬丸が樽交易のために三条京極にでかけたところ、いきなり、檢非違使庁の着鉢の者黒雄丸に捕らえられ禁獄されてしまった。その理由は、大和前司の御牛飼の瀧雄丸が盗犯事件をおこし、逮捕前に死去したが、おまえの夫は瀧雄丸と同じ大和前司の

「傍牛飼」であるから、瀧雄丸の盗犯事件について知っているだろう、というのであった。ところで、これに関連して注目されるのは、次の治承二年（一一七八）八月 日付醍醐寺雜役車力紀法である^(三二)。

一、車力兩別率法

自岡野屋者七升五合

自京者一斗

自大津者一斗五升

自真言院者一斗五升

一、材木運上兩別數事

方尺木者一支

八九寸木者二支

七八寸者三支

四五（寸）木者十三支

三寸半板者六枚

二寸半者十枚

如法三寸半者三枚

小樽者百五十寸

一、瓦土自諸山運車力事

兩別米二升下之

一、引沙事

元三并桜会料者、先例不下車力、車公事也。但臨時有御用、自諸山令引者兩別一升可下之。又自葉山辺運者四五度許引之後、牛粥手三升可下之

これは、イ車力、ロ材木、ハ瓦土、ニ引沙、について、それぞれ下行米や積載量を定めたものであるが、このうち第一条目の、積み荷について何の記載もなく単に車力とあるイは、醍醐字座主を乗せた牛車のこと、他のロ・ハ・ニは、それぞれの物資の運搬に関するものである。とすれば、主を乗せた牛車の遣り手としての牛飼役に次いで材木運上ることがあげられているのは、それだけ牛飼の材木運送に就くことが多かったことを示唆している。もとより牛飼が、さまざまの物資の運送にしたがったことはいまでもなく、ここにあげられているのはその一部にちがいないが、いずれもとくに重要なものについて記したのであろう。ニの引沙というのは、行事に際して庭に敷く沙であるが、これについて、元三と桜会には車力を下行せず車公事とするのが先例で、臨時の御用の時のみ、車一両につき一升を下行する、とある。この記事については、すでに網野善彦氏が検討を加えておられるが^(三三)、興福寺修二会の薪猿樂のばあいが参考となろう。『大乘院寺社雜事記』によれば、康正三年（一四五七）の修正会の薪猿樂の引沙に関

も実際には六人が参仕している。そしてその六人について貞成は「稲童・弥童等。自余交名尋ぬべし」と注記しており、彼は他の御牛飼についてはその名を知らなかったのである。翌永享九年十月に子息後花園天皇が將軍義教の室町第へ行幸した際には、貞成親王は早くから孫童丸を呼んで御牛飼の人数のこと相談しているが、孫童丸は、「御訪」（これについては後述）をたくさん下されば十余人参り、ましようと答えている。貞成は御訪は二千疋で九人参るようになっているが、孫童丸がつよく御訪不足をいうので、貞成は追って酒肴分を下行しようと思答えている^{二〇}。また永享一〇年の八朔には、御牛飼一人が列参し、初参の小牛飼（五歳）には太刀を、その他の一〇人には扇を給わつたが、三日になって弥童丸以下九人がやつてきて、朔日には公方に伺候していたために参上できなかったが、われわれにも八朔の扇を賜りたいと訴えている。伏見宮家は、当日不参の者に後日賜る例はない、といいながらも、結局は彼らにもみんなに扇を与えている。御牛飼が將軍家・禁裏・仙洞などの兼参奉公ということになれば、こうしたケースがおこるのも当然のことといえよう。

とはいえ、伏見宮家に参仕する「公方御牛飼」が、年月を経るにつれて次第に固定化していったのは事実で、たとえば毎年正月の室町殿への参賀には、童丸・稲童丸・弥藤丸・孫童丸らの「公方御牛飼」が召用される例となつており^{二二}、しかもそれらは、「牛飼・中間等、三条召進」^{二三}、「自三条、車・牛飼・中間三人、被召進」^{二四}といったように、三条中納言家（公雅）によつて召し進められることとなつていた。永享一〇年八月二五日、すでに「老体落髮」した稲童丸は、伏見宮家を訪れて出家の暇乞いをしている。「此の御所の御恩を以て命を懸く」^{二五}と記された厩石丸と全く同じとはいえないにしても、伏見宮家と稲童丸との間に、単に制度的なそれではない、「出家の暇乞い」をするような親密な人格的主従関係が形成されていたことがわかる^{二六}。

二 牛飼童の生計について

次に牛飼童の生計のことについて検討しよう。ただ『看聞日記』から牛飼童の生計について知られることは多くはないので、適宜、他の史料で補いながらみていくことにしたい。伏見宮家の牛飼童の生計ということで先ず挙ぐべきは、近江国山前庄であろう。永享二年（一四三〇）十一月六日に、伏見宮家は、山前庄の返付を命ずる次のような將軍義教の御内書を獲得した^{二七}。

山前南庄同七里八里兩村并北庄役等、如元御知行、不可有相違候也、誠恐謹言
十一月六日
義教

この御内書に接した貞成（彼は応永三二年に剃髪して道欽といつた）は、「年来の愁訴、忽ち眉を開くの時刻到来、併ら神慮なり。」とそのよるこびを記している。そして、これには仙洞の斡旋があつたからであろう、早速、山前庄の奉行職には院六条庁の定直を補任するとともに、南庄は源宰相（田向氏）、北庄は庭田ら側近に、その収益を御恩として給している。いま、永享一二年（一四四〇）八月二八日付伏見殿御領目録案^{二七}によつて、関係部分を抄出すれば、次のとおりである。

一、近江山前南庄・同七里（号橋爪、田向御恩参百疋）・八里村（奉行、院庁定直五分一得分）参百五十余石（六条殿兩社神供、正・五・九月三百疋宛之）
同北庄役（四十貫）庭田大納言御恩（重賢相統）

ところで、実は、この山前南庄のうちに牛飼童に対する月宛米が含まれていたのである。すなわち、『看聞日記』の永享三年六月二七日程によれば、「吉日の間、人々に小御恩頒ち給う」として、

山前南庄御牛之飼（月宛米）等、同賜之

と見えるからである。このばあい「御牛之飼」とあるのは、特定の牛飼童に対す

などを注進しており、たしかにこのころ伏見宮家の家計が逼迫していたことは疑いない。しかしながら、少なくとも牛飼童の点にかぎっていえば、むしろその理由は別のところにあつたろう。というのは、ちょうどこのころから若宮彦仁王即位の可能性が強まって、応永三二年四月には貞成は親王宣下を受け、同七月には称光天皇の御悩のなか、將軍義持は彦仁王の年齢を確かめている。応永三一年の一月と二月に、貞成が崇光院以来秘蔵の御記類を仙洞に進上しているのは

「訴訟の事あるの間、無力これを進ず」⁽⁶⁾とはいうものの、そこに彦仁王即位の期待をこめなかった筈はなからう。それが実現するのは正長元年(一四二八)のことで、七月に彦仁王は後小松院の猶子となつて仙洞御所に入り、やがて踐祚して内裏に移っている。翌正長二年は九月五日をもつて永享元年となるが、同二年には將軍義教が伏見宮御所へ入御するというので、御所の造作がはじまるのである。そしてこうした伏見宮家を取りまく状況の大きな変動は、当然、伏見宮家の牛飼童の存在形態にも変化をもたらすこととなつたようである。

まず『看聞日記』永享二年(一四三〇)閏十一月一日に「仙洞御牛飼」の稲童丸が参り貞成に見参を構えているのが注目され、同一五日に弥藤丸・孫鶴丸の二人が仙洞の御使として参上しているのは、禁裏御料所山国庄の材木を伏見宮の造作のために助成しようというものであつた。將軍義教の伏見宮御所入御は二月二〇日におこなわれたが、その翌永享三年正月一日には一人の將軍家御牛飼の列参をみるのである。すなわち『看聞日記』は次のように記している。

公方之御牛飼(仙洞・室町殿)十六人列参(松童丸・虎菊丸・孫童丸・稲童丸・童一丸・弥藤丸・竹王丸・若童丸・虎童丸・孫有丸・童菊丸・彦松丸・若鶴丸・松菊丸・竹菊丸・弥藤丸)構見参。酒肴被下。不思寄烈参也。

「思い寄らざる烈参なり」とあるように、これは貞成自身まったく予想もしなかつたことであつた。そして注意されるのは、「公方の御牛飼」といひながら、「仙洞・室町殿」と注記されているように、実際には將軍家と院の御牛飼が含まれていたのである。事実、稲童丸・弥藤丸(ただし弥藤丸は二人いる)・孫鶴丸・孫有丸らについては、仙洞御牛飼としてすでに見えていたところであり、その他、松童丸・虎菊丸・童一丸らについても、それは確かめられるのである。た

とえば「公方之御牛飼」として「童一・稲童以下」とあり⁽⁷⁾、また「公方御牛飼童一丸・虎菊丸」⁽⁸⁾とみえるが、これら童一丸・稲童丸・虎菊丸はすべて「仙洞御牛飼」であつた。つまりここで「公方の御牛飼」と記されているのは將軍家と仙洞の御牛飼の総称なのである。そしてそれら「公方の御牛飼」がいまやすべて伏見宮家へ列参しているのである。しかも注目されるのは、同年の八月一日条にも、

公方御牛飼十人列参、構見参、賜酒。今春参賀同人教敷。

とあるように、正月だけでなく八月にも、まったく同様のことがおこなわれているのである。そして毎年正月と八月に「公方御牛飼」が伏見宮家に列参して見参を構えるというこの方式は、永享七年、貞成親王が伏見の地を去り、京の一条東洞院御所に移つて以後も当然継承されていく。すなわち、貞成が京の新御所へ移つて最初の永享八年(一四三六)正月には、四日と一日の二度、御牛飼らの列参があつたが、その一日について次のように記されている。

公方御牛飼十三人列参。此御所可致奉公之由、以日野中納言昨日被仰出、今朝重被仰云々。仍列参之由申、構見参。牛童不召仕之由入御耳敷。

すなわち彼らは、伏見宮御所に奉公すべしという將軍の命を、昨日・今朝の二度にわたつて日野中納言から仰せられてやってきましたといつており、貞成は、伏見宮家では牛飼童を召仕しないという由が將軍のお耳に入ったからであろうか、と訝つている。そして永享一〇年ごろには「御牛飼(七八人)参る。毎月一日節供等に必ず参り、毎度酒を給う。」⁽⁹⁾といわれるまでになるのである。

ところで、このようになると、伏見宮家としては、いつでも「公方の御牛飼」を召仕できるわけで、もはや独自の御牛飼をおく必要はなくなる。先に「牛童召仕せず」とあつたのはこれを示しているが、以下、この点について具体的にみてみよう。

永享八年(一四三六)の室町殿への正月参賀にあつて貞成は、公方御牛飼らに「両三人」の参仕を命じた。ところが牛飼らは「五人参るべし」と申し、しか

如形御恩被下了。成人子共仙洞被召仕之処、有不思議振舞、御突鼻、逐電了。老父厩石丸同不被召仕之間、此御所以御恩、于今懸命畢。代々奉公古老之者也。尤不便々々。

この日の記事は、他には、晩に小弓射をしたことを記すのみで、右引記事が同日の記事のほとんどすべてといつてよく、厩石の死去ということが、記主貞成にとつて最大の関心事だったことがわかる。しかもこの文章のなかに貞成は三度も「不便」の語をくりかえしており、この、もと牛飼童に対し、貞成が、特別な同情の念を抱いていたことがよくわかる。すなわちこの日貞成は、他の牛飼童から、数日前の二月三〇日に厩石丸が亡くなったことを知らされ、懐旧の情とともに、その後の厩石に関して、およそ次のような経歴を記録している。

父栄仁の死に殉じて出家後も、これまでの「旧芳奉公」に報いるため形ばかりの御恩を与えてきたこと、厩石の子供は成人して仙洞御所（後小松院）に召仕されていたが（おそらく牛飼童としてであろう）、不可思議な振舞いがあったために勘当されて逃亡したこと、それとともに老父の厩石丸も仙洞での召仕を解かれたため、この伏見宮御所の御恩をうけることとなり今まで命をつないできた、というのである。これによると、厩石丸が伏見宮家に仕えるようになったのは子息が院を追放されて以後のことのようにとれるが、しかしその一方で「代々奉公古老の者」ともあり、それ以前から代々伏見宮家に仕えていたようにもとれる。しかし後述するような中世の牛飼童の存在形態から推測するに、事實はおそらく、院と伏見宮家に兼参奉公の者であったのだろう。が、いずれにしても、厩石丸が応永二三年の出家後もずっと伏見宮家の御恩をうけていたことは明らかで、この場合、「出家」というのは僧侶となることではなく、むしろ隠退というに近い。「厩石入道」という俗名のまゝの呼称からもそのことは窺える。牛飼童が正式に出家して僧侶となることは、身分的に許されなかつたのである。^{四〇}

ところで、応永二三年（一四一六）に厩石丸が隠退し、その跡を継ぐべき子息が逐電していたとすれば、その間、伏見宮家の牛飼童はどうなっていたのであろうか。『看聞日記』には次のような記事が見える。

応永二五年八月六日条

牛飼孫石丸・孫高丸（孫石子）参。召御前構見参。源宰相申次、御扇各賜之。応永二六年八月五日条

牛童孫石丸・孫高丸参。召御前。長資朝臣申次、御房檀紙十帖賜之。応永二七年八月七日

牛飼孫石丸・孫有丸（孫有ハ孫石嫡子云々、初参）参。重有朝臣申次、構見参。御扇各賜之。則退出。孫石此両三年参。存旧好歟、神妙也。

すなわち応永二五年（一四一八）ごろから、毎年八月に、牛飼童の孫石丸・孫高丸あるいは孫石丸・孫有丸父子が伏見宮家に見参して、申次の源宰相（綾小路信俊）・田向長資・庭田重有から扇や檀紙を賜わっているのである。そして二七年には孫石丸について「此両三年参る。旧好を存ずるか、神妙なり。」とあるから、結局、彼が伏見宮家の牛飼童として召仕されることとなつていたものと思われる。ただ、貞成筆の応永二一年称光院御即位記および応永二二年称光院大嘗会御記によれば、孫石丸・孫有丸は仙洞（後小松）の御牛飼であつたことが知られるから^{四一}、彼らは仙洞の御牛飼でありながら伏見宮家にも兼参奉公することとなつたものと思われる。事實、『看聞日記』応永二九年（一四二二）八月二八日条には、仙洞の御使として、仙洞より伏見宮家への八朔のお返し品々を持参した御牛飼孫有丸の姿が見える。このとき孫有丸は、引出物をくれなかつたといつて「以つての外、腹立て申し」たといふことを、のちになつて貞成は聞いているが、孫有丸に、仙洞の権威を誇示する態度があつたのだろう。

ところで、「厩石入道」が死去してまもない応永三一年（一四二四）七月八日、故厩石入道の子が伏見宮家を訪れ厩石丸の「御恩跡」をついで奉公致したいと希望している。これはおそらく先に院に勘当されて逐電していた人物と思われるが、この所望に対して伏見宮貞成は、厩石丸の「旧芳」を不憚に思つてこれまで御恩を与えてきたが、現在ではもう御牛飼は無用となつたので故厩石丸の跡を相続させて召仕するわけにはゆかぬ、万一、牛飼童が必要の時には伝えよう、と答えている。このころ伏見宮家ではもはや牛飼童をおく必要はなくなつていたわけであるが、それはなにを意味するのだろうか。

『看聞日記』によれば、ちょうどこの応永三一年八月ごろから、伏見宮貞成は、三条公雅や冷泉永基を通して仙洞に対してしきりに宮家の窮乏を訴え、御領目録

伏見宮貞成の日記『看聞日記』は応永二三年（一四一六）正月からはじめられているが、その一月二日と五日の条に、それぞれ次のような記事がみえる。

二日、晴。二七日御仏事。惠舜藏主被執行。即成院坊主・法安寺坊主両三人等

参。理趣経・舍利講式等読之。斎・点心如例。常德院主参焼香申。水無瀬三

位入道参。厩石丸（御牛飼）出家暇申参。

五日、晴。（中略）凡御仏事料闕乏之間、御恩輩被配分。对御方・近衛局・信

俊卿・重有朝臣・隆富・永基・勝阿等、涯分致沙汰。（中略）厩石丸令出家

参。其躰比興、老躰旁不便也。

すなわち二日に、去る一月二〇日に亡くなった父栄仁親王（大通院と号する）の二七日の仏事が、伏見宮貞成の異母弟大通院宮惠舜藏主によってとりおこなわれたが、この日、伏見宮家の御牛飼厩石丸が出家の暇乞いに参上しているのである。このころ伏見宮家は仏事料にも事欠く状態で、栄仁親王の仕女の对御方（惠舜の母、貞成の継母）・近衛局（貞成の継母）をはじめ、綾小路信俊以下多年奉公の「御恩の輩」らに、涯分に依じてその費用を割り当てたことを五日の記事は記すのであるが、この日、厩石丸は予定どおり出家をとげて宮家に参上している。そしてこれに対して貞成は、「その躰比興、老躰かたがた不便なり」と記して同情の念を示しているのである。厩石丸は栄仁親王に仕えた御牛飼童として、いわばその主に殉じたのである。牛飼童とその主との関係が、このように緊密なものであり得たことは、たとえば次のような事例からも推察される。

三条公忠（後小松天皇の外祖父）は、貞治六年（一一三六七）六月晦日に同家の三代相伝の牛飼土与鶴丸が死去した際、その日記（『後愚昧記』）に「今朝死去了、此四五日荒痢所勞云々、（年五四云々）、臨終正念合掌云々、重代之者也、不便々々」と記している。時代はさかのぼるが、『平家物語』（巻一一）によれば、平宗盛の御牛飼童に三郎丸というものがあり、平家一族とともに西園へ都落ちした。のち文治元年（一一八五）、壇ノ浦の戦で生け捕りとなった平氏一門の公卿らが都大路を渡されることとなった際、その間にすでに童形を捨てて「仮男」

となっていた三郎丸は、「年ごろめしつかわれまいらせて候御心ざしあさからず」といつて、「大臣殿（宗盛）の最後の御車をつかまつり候はばや」と警固の使判官に懇願、これを許されると、早速牛飼童の装束をつけ、遣り縄をとり、涙にくれてゆくさきも見えぬけれど、泣く泣く遣つていった、という。

また『徒然草』一一四段には次のような印象深い一文が載せられている。

今出川の大殿、嵯峨へおはしけるに、有栖川のわたりに、水の流れたる所に、塞王丸、御牛を追ひたりければ、あがきの水、前板までさゝとかゝりけるを、為則、御車のしりに候ひけるが、「希有の童かな。かゝる所にて御牛をば追ふものか」と言ひたりければ、大殿、御気色悪しくなりて、「おのれ、車やらん事、塞王丸にまさりてえ知らじ。希有の男なり。」とて、御車に頭を打ち当てられにけり。この高名の塞王丸は太秦殿の男、料の御牛飼ぞかし。

この太秦殿に侍りける女房の名ども、一人はひざさち、一人はことづち、一人ははふばら、一人はおとうしと付けられけり。

今出川の大殿と呼ばれた西園寺公相が、塞王丸という御牛飼童の牛の追い方にケチをつけた為相の頭を、車に打ち当てて叱り付けたというのである。杉本秀太郎氏のように^①、ここから西園寺公相のカンシヤク持ちを指摘することもできようが、やはり牛飼童とその主との親近な関係がその前提となっていることは否定できないだろう。『駿牛絵詞』や『国牛十図』^②によれば、西園寺家は「牛馬の御沙汰」にすぐれ、代々、御牛や牛飼童を院に召進しており、塞王丸も、西園寺公経―実氏―公相の三代につかえるとともに、後嵯峨院の御料にあてられていたことが知られるのである^③。なお『栄花物語』（巻五）は、配所に向かう中納言隆家が、丹波の国境で、年ごろ召し使つてきた牛飼童に、「この牛はわが形見に見よ」といつて賜うと、「童、伏しまろびて泣く」と記している。

では、栄仁親王の死を機に出家した牛飼童厩石丸は、その後どうなったのであろうか。『看聞日記』応永三一（一四二四）三月四日条に、次のような記事がみえる。

四日、晴。厩石入道去卅日死去。飼口参此由申。不便也。旧勞奉公不便之間、

中世牛飼童の存在形態

— 『看聞日記』を中心に —

丹生谷

哲一

一 伏見宮家の牛飼童

二 牛飼童の生計について

三 牛飼童と鬪鶏

KAKEN
210.46
Ni

書庫

大阪教育大学附属図書館



0599710044-3

平成9年3月発行

平成6～8年度科学研究費補助金 (基盤研究(C)(2)) 研究成果報告書

中世日記の基礎的研究

— 看聞日記を事例に —

大阪教育大学教育学部 丹生谷 哲一

大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1

Te1. 0729-78-3566

印刷所 カツヤマ印刷

〒543 大阪市天王寺区国分町5-1